

「議案第19号 調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」 参考資料

1 国民健康保険運営協議会の答申等

(1) 令和元年度 開催状況

日 程	主 な 内 容
第1回 令和元年8月6日	・平成30年度調布市国民健康保険事業特別会計決算状況(案) ・平成30年度国民健康保険税収納状況等
(令和元年10月12日以降、台風第19号による被災者への支援対策実施) (注)	
第2回 令和元年11月20日	・浸水等被災への被保険者の負担軽減支援等の状況(令和元年台風第19号) ・国民健康保険財政における計画的な赤字の解消
第3回 令和元年12月19日	・国民健康保険財政健全化計画の改定等について(諮問)
第4回 令和2年1月28日	・国民健康保険財政健全化計画の改定等について(答申)
第5回 令和2年2月6日	・令和2年度調布市国民健康保険事業特別会計当初予算概要(案) ・調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例(案)の骨子

(注) 令和元年台風第19号による負担軽減支援状況(令和2年2月末現在)

国民健康保険税減免31世帯、一部負担金(窓口負担)減免30世帯・44人

(2) 諮問

国保財政健全化計画の改定及び保険税率の計画的な見直しについて

(3) 答申の概要

- ① 国保財政健全化(赤字解消)計画について、保険税の収納率向上及び令和2年度から原則3年ごとに税率等改定を実施することにより、赤字の削減を図り、赤字解消の目標を令和23年度とする計画の改定を行うこと。
- ② 東京都の設定する標準保険料率をふまえ、令和2年度に次の税率改定を行うこと。
 - ・応能・応益割合は概ね60:40
 - ・改定率は約5%規模、賦課限度額を現行政令基準に合わせる。

2 税率改定の経過

(1) 改定経過

平成28年4月1日	平成20年度以来8年ぶりの税率改定を実施 【概要】一人当たり平均保険税額で14.5%規模の改定
平成30年1月25日	「保険財政の健全化と国民健康保険税の税率等の見直しについて」運営協議会から答申 【概要】法令・都運営方針に沿って保険財政の健全化に取り組み、税率改定を計画的に進めていくこと。平成30年度は新制度への円滑な移行に注力
平成30年4月1日	国民健康保険制度改革施行により新制度へ移行
令和2年1月28日	「国民健康保険財政健全化計画の改定等について」運営協議会から答申

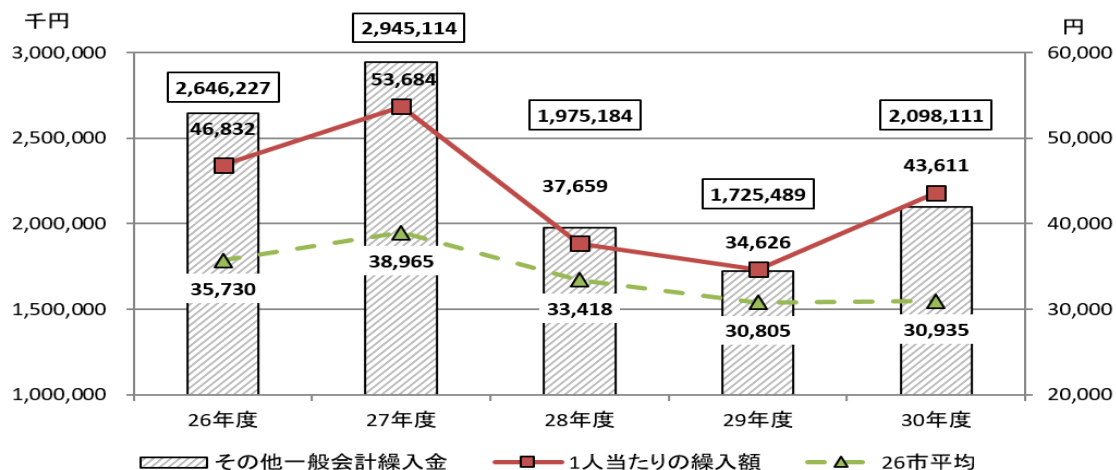
(2) 多摩26市の税率改定状況

H30年度 税率改定	自治体数	H31年度 税率改定		主な自治体
		税率改定	自治体数	
改定した	21	改定した	10	八王子市、立川市、町田市、小金井市、日野市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市
		改定していない	11	武蔵野市、三鷹市、青梅市、小平市、東村山市、福生市、狛江市、清瀬市、稲城市、羽村市、西東京市
改定していない	5	改定した	2	府中市、国分寺市
		改定していない	3	調布市、昭島市、国立市

【参考】赤字解消計画策定状況

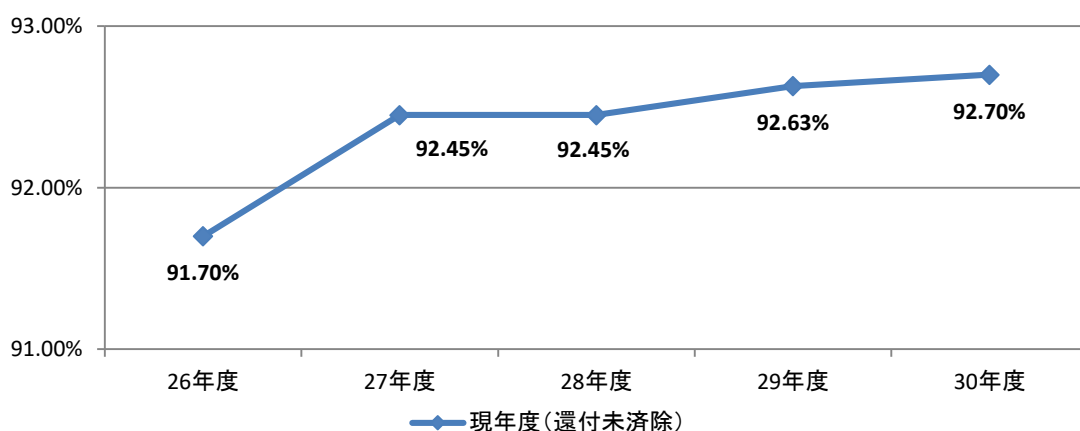
H31年度	自治体数	主な自治体
定量(数値目標有)	18	八王子市、立川市、町田市、府中市、三鷹市、小金井市、国分寺市、青梅市、小平市、日野市、福生市、清瀬市、稲城市、羽村市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市
定性的記述	8	調布市、武蔵野市、国立市、稲城市、西東京市、小平市、東村山市、狛江市

(3) 法定外繰入額の推移



(注) 28年度税率改定実施

(4) 収納率の推移 (現年度)



(5) 標準保険料率

	①平成31年度標準保険料率 (区市町村毎) 税率等	②現行 税率等	③伸び率 ①/②	④改定 税率等	⑤伸び率 ①/④	【参考】令和2年度標準保険料率 (区市町村毎) 税率等
所得割	11.09%	8.37%	132.50%	8.79%	126.17%	11.19%
医療分	6.77%	5.00%	135.40%	5.25%	128.95%	6.69%
支援分	2.33%	1.79%	130.17%	1.88%	123.94%	2.33%
介護分	1.99%	1.58%	125.95%	1.66%	119.88%	2.17%
均等割	66,360円	46,500円	142.71%	48,800円	135.98%	68,074円
医療分	38,693円	26,300円	147.12%	27,600円	140.19%	38,926円
支援分	12,931円	9,300円	139.04%	9,800円	131.95%	13,388円
介護分	14,736円	10,900円	135.19%	11,400円	129.26%	15,760円

(6) 課税限度額引き上げの影響

	区分	医療分	支援分	介護分	合計
現行	課税限度額	58万円	19万円	16万円	93万円
	課税限度額到達世帯の割合 (到達世帯/全世帯)	1.65% (525/31,861)	1.89% (602/31,861)	2.23% (326/14,650)	0.83% (263/31,861)
引上後	課税限度額	61万円	19万円	16万円	96万円
	課税限度額到達世帯の割合 (到達世帯/全世帯)	1.52% (483/31,861)	1.89% (602/31,861)	2.23% (326/14,650)	0.76% (242/31,861)

(注) 課税限度額改定に伴う保険財政への影響：調定額が約1,480万円増額(医療分のみ)

(7) モデル世帯による税率改定の影響シミュレーション

① 給与収入の場合

旧ただし書き所得250万円(給与収入およそ420万円)
【夫婦(ともに40代)+子2人の4人世帯・均等割額 軽減なし】

	現行			①(改定率5%)					(参考)H31標準保険料(税率)				
	均等割額	所得割額	合計	均等割額	所得割額	合計	増額	増加率	均等割額	所得割額	合計	差額	乖離幅
年税額	164,200	209,200	373,400	172,400	219,700	392,100	18,700	5.01%	239,918	277,250	517,168	143,768	38.50%
医療分	105,200	125,000	230,200	110,400	131,200	241,600	11,400	4.95%	158,722	169,250	327,972	97,772	42.47%
支援分	37,200	44,700	81,900	39,200	47,000	86,200	4,300	5.25%	51,724	58,250	109,974	28,074	34.28%
介護分	21,800	39,500	61,300	22,800	41,500	64,300	3,000	4.89%	29,472	49,750	79,222	17,922	29.24%

② 年金収入の場合

旧ただし書き所得50万円(年金収入およそ200万円)
【夫婦のみ世帯(ともに70代)・均等割額 5割軽減】

	現行			①(改定率5%)					(参考)H31標準保険料(税率)				
	均等割額	所得割額	合計	均等割額	所得割額	合計	増額	増加率	均等割額	所得割額	合計	差額	乖離幅
年税額	35,600	33,900	69,500	37,400	35,600	73,000	3,500	5.04%	52,624	45,376	98,000	28,500	41.01%
医療分	26,300	25,000	51,300	27,600	26,200	53,800	2,500	4.87%	39,693	33,807	73,500	22,200	43.27%
支援分	9,300	8,900	18,200	9,800	9,400	19,200	1,000	5.49%	12,931	11,569	24,500	6,300	34.62%
介護分	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-

3 中期的な国保財政の見込み(国保財政健全化計画)

(1) 赤字解消に向けた国の方針・姿勢

- ① 経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針2019)において、保険者努力支援制度における加減算双方向のインセンティブの導入や法定外繰入等の早期解消を提示
- ② 保険者努力支援制度によるインセンティブ
2020年度から市町村指標に「法定外繰入の解消等」が新設され、赤字の削減目標年次、削減予定額(率)、具体的な取組内容を定めていない自治体に減点措置を導入

【参考】2020年度保険者努力支援制度(市町村分)について(令和元年8月2日付け厚生労働省通知から抜粋)

(4) 法定外繰入の解消等(2018年度の実施状況を評価)

評価指標	配点
赤字の削減目標年次、削減予定額(率)及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限(6年以内)を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 2018年度の削減予定額(率)を達成している場合	10点
⑤ 2018年度の削減予定額(率)を達成していない場合	-15点
⑥ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額(率)若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	-30点

(注) 令和元年度交付実績に基づく推計による調布市での影響額: 1点が約16万円の交付金に相当

(2) 国保財政健全化変更計画書 (令和2年2月20日東京都提出)

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国第0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画
(平成30年度から令和5年度まで6か年計画)

都道府県名		保険者番号		保険者名		
東京都		138313		調布市		
赤字の原因			赤字の原因			
年度(赤字発生年度)	平成28年度					
法定外繰入金 ※1	1,772,254 千円					
繰上充用金の新規増加分 ※2	千円		賦課額が必要額より低くなっているため			
赤字額(合計)	1,772,254 千円					
赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容			
①平成30年度決算の法定外繰入金: 1,873,691 千円 ②解消の目標年次: 令和23年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定(賦課限度額の引上げ含む)、収納率の向上対策の取組 (今次計画期間: 14,000千円)			・令和2年度から原則3年毎の保険料率改定(改定率各5%) ・政令の定める基準に合わせた賦課限度額引上げ (上記2点を合わせて今次計画期間: 252,000千円) ・収納対策の取組による収入増 (今次計画期間: 14,000千円)			
② 赤字削減計画			合計			
年度別の赤字削減予定額(率)	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法定外繰入金の削減予定額(率)	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)
繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	— 千円(%)	— 千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
合計	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)
赤字削減予定額(率)	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)
合計	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)
赤字削減予定額(率)	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)
合計	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の繰上充用)が繰上に不足し、翌年度の繰上充用を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。
 令和2年2月20日

東京都知事 殿



調布市
 調布市長 長友 貴樹
 代表者職氏名

調布市
 調布市長 長友 貴樹
 代表者職氏名